

電子マネー「モバイル cashbee」残高払戻しのお知らせ

電子マネー「モバイル cashbee」サービスは、2018年3月30日をもって終了いたしました。今までご愛顧いただきましたお客様には深く御礼申し上げます。

つきましては、モバイル cashbee の残高をお持ちの方には、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、以下のとおり払戻しをいたします。

- 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
SBI FinTech Solutions 株式会社

- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
モバイル cashbee

- 払戻しのお申出期間
2018年4月2日(月) から 2018年6月30日(土) まで (当日消印有効)
※ お申出期間内に手続きをされないと、当該払戻しの手続きから除斥されますので
ご注意ください。

- 払戻しのお申出方法および問い合わせ先
お申出期間内に、下記までお電話にてご連絡をお願いいたします。
払戻し手続きに必要な書類をお送りいたしますので、書類がお手元に到着しましたら、
必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送をお願いいたします。 所定の書
類をご提出いただいた時点をもって、お申出があったものとみなし、払戻し手続きを
開始いたします。
【払戻しに関するお問い合わせ先】
cashbee カスタマーサポートセンター (受付時間：9時～18時)
電話番号：03-6832-1043 e-mail：info@cashbee.jp

- 払戻しの方法
必要事項の記載に不備がない場合は、未使用残高をお申出月の翌月末日にご指定口座
に振り込む方法により払戻しいたします。
※ 振込手数料は弊社が負担いたします。
※ モバイル cashbee の残高は、韓国ウォン建てのためチャージされた日の為替レ
ートで日本円に換算して払戻しいたします。

公告中断についての追加公告

平成 30 年 4 月 12 日午前 3 時 34 分から午前 9 時 21 分までの間、当社システムの不具合のため公告を中断しました。